

行財政改革大綱実施計画

重点項目番号 7

番号 ④

1. 実施事項名	指定ごみ袋制度の導入(有料化)			2. 担当課(執行する課)	生活環境部清掃事業課						
3. 現状・問題点・必要性 (なぜやるのか)	<p>現在は、ごみ袋の色について透明又は半透明を市で指定しているだけで、家庭では、この透明又は半透明の市販品を購入しています。また、ごみ袋の粗品・景品を利用して購入していない家庭もあります。</p> <p>今後、市が製造し指定したごみ袋を導入することにより市民の方に、「ごみを出すには経費がかかる。」意識が強くなることから、ごみの分別が進み、ごみの排出量が減っていく、という流れを確立し、ごみの排出量の削減と分別の推進に取り組むため。</p>			4. 責任者名(執行責任者)	清掃事業課長 福田伸次						
7. 実施する内容・目標数値 (なにを、いつまでに、どのようにやるのか) (集中改革プラン関連項目については、平成22年4月1日の目標数値を合わせて記載する。)	市が製造したごみ袋を指定小売店等で販売し、販売代金は市の収入となる指定ごみ袋制度の導入(有料化)を平成18年11月(予定)に実施する。			5. 担当課電話番号	20-1050						
				6. 対象等(なにを・だれを)	一般家庭から出される可燃ごみ						
				8. 成果(どうなるのか)	ごみの減量、ごみ処理経費負担の公平化 市民の意識改革						
10. 目標を達成するための活動指標(全体目標を達成するために個別に実施する項目 なにをどだけやるのか)	指標名	目標値	定義・算定式	9. 財政効果額(千円)(いくら削減されるのか)	財源の確保、						
				11. 行程表(いつまでにやるのか)							
				平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
				10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	
	指定ごみ袋制度の導入(有料化)			→							